

令和5年第11回（11月）袖ヶ浦市教育委員会臨時会議事録

1 開催日時 令和5年11月8日（水） 午後3時50分開会
午後4時10分閉会

2 開催場所 市民会館3階中ホール

3 出席者

教育長	御園 朋夫	教育長職務代理者	多田 正行
委員	中村 伸子	委員	高野 隆晃
委員	若林 洋子		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	教育部次長 (教育総務課長)	高浦 正充
学校教育課長	前沢 幸雄	生涯学習課長	島田 宏之
スポーツ振興課長	鈴木 靖彦	市民会館長	大田 知司
学校教育課副参事	吉田 広乃	教育総務課副参事	中山 義也
教育総務課総務庶務班長	君塚 和枝		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 今回会議録署名人の選出について

日程第2 議案

議案第1号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

7 議 事

日程第1 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

高野隆晃委員を指名します。

日程第3 議案

議案第1号 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(教育長)

議案第1号について事務局に説明を求めます。

(市民会館長)

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正したので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由は、公民館施設を市民や市民活動団体等がより活用できるよう市長部局に移管するとともに、公民館の事業を引き続き教育委員会で管理・執行するため、条例の一部を改正しようとするものです。

前回は、総務課の法規担当の最終確認中でしたが、今回お示ししているものは、最終確認が終わり、議会に上程する内容となります。第2条第1項中、「向上と福祉」を「振興及び社会福祉」に改め、「並びに市民会館」及び「袖ヶ浦市に」を削り、同条第2項中「並びに市民会館」を削るものとします。第3条を削り、第2条の2を第3条とします。第2条の2を第3条にするという部分と、第6条から第19条を削り、その部分に下から2行目が繰り上がって配置するところが大きく変わっております。第4条を新規で配置し、第6条を削って第4条を新たに書き足すこととなります。第20条については前回と同様、第20条を第7条とし、内容については特に変更はございません。

資料として条例改正の概要及び今回の条例改正に伴って関係法令の地方自治法、社会教育法、交流センター設置条例案、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の関連情報を記載しております。

(教育長)

条例改正の概要については、議会全員協議会で説明を行う資料となります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(高野委員)

条例改正の概要は、前回にはなかった資料になりますが、網掛けの部分を訂正し

たという事でよろしいでしょうか。

(市民会館長)

前回の定例会の際には文言もしくは改正条文の入れ替わりの可能性があるという説明させていただきましたが、そちらが資料の中で網掛けで明記させていただいております。

(高野委員)

条例の改正と並行して出されている市民協働推進課からの議案がありますが、順番としては、どのようになりますか。

(生涯学習課長)

はっきりとした議案の順番は議会にも示しておりませんが、12月の議会定例会でコミュニティセンター条例と今回の袖ヶ浦市公民館の条例改正は別の議案として提出されます。順番としては、1号でコミュニティセンター条例、2号で公民館の条例の改正を考えております。

(高野委員)

一括の承認ではなく、別々に承認を取ることでしょうか。

(生涯学習課長)

高野委員の仰るとおり、採決は別々になります。

(高野委員)

コミュニティセンターの条例が認められて、この話になるという解釈で宜しいですか。もしそれが反対になった場合、この議案の効力がなくなるのでしょうか。

(生涯学習課長)

議案としては別々ですので、片方だけが可決で片方だけが否決ということもあり得ます。ただ、あくまでもこの議案がそれぞれ連携しているということは、市議会でも承知はしているので、考えた上で採決に臨んでいただくと考えております。

(高野委員)

コミュニティセンターの条例が先にくるということですので、ここに来られていない議員さんたちにも丁寧に説明し理解していただきたい。質問されるとしたら、具体的なものだと思うので、そこを押さえて説明してもらえればと思います。

(中村委員)

改正理由のところで、修正した箇所の「福祉」のところに「社会福祉」という言葉が入っておりますが、改正理由の「福祉」のところは「社会福祉」という言葉に

しない方が宜しいのでしょうか。共通な感じにするのに、こちらの改正理由のところも「振興及び社会福祉の増進」にすると後の方にも繋がるのかと個人的に思ったのですが、いかがでしょうか。

(市民会館長)

上の方の文は現行の条例の文言で、下の方の文は改正後の文言になります。

(多田委員)

一般の方には、今までやっていた全ての公民館が無くなるという誤解や先入観があるようですので、改正理由等がよく分かるように広報した方が誤解を招かなくて良いかと思えます。公民館が無くなるのは本当か、など聞かれることが多いので、市民全般に誤解が広まらないよう可決後によく説明をした方が良いかと思えます。

(市民会館長)

丁寧な説明を行いたいと思えます。公民館そのものは設置するという形になるかと思えます。形が見えなくても、そこに公民館が存在するというようになりますので、引き続き公民館はそこにあると、丁寧な説明をしていきたいと思えます。

(高野委員)

議会全員協議会で一切質問を受けないということで宜しいでしょうか。これを議員が読んでそれに基づいて条例案や議案を受けて議会で質問されるという解釈で宜しいでしょうか。

(教育長)

はい。その通りです。

(高野委員)

多田さんの仰っていた公民館が無くなるのではという意見は私も何度か聞きましたが、否定的な意見を聞いて誤解をしている方もいるようで、それ自体は可決した後の問題だと思います。私たちも今これを読んで今までに話し合ってきた事の総括ですから、異論は特にありません。

(教育長)

議案第1号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で原案どおり議決されました。

以上